

○火薬類取締法及びこれに基づく命令に関する事務取扱細則

(昭和 51 年 8 月 19 日警察訓令第 10 号)

改正 昭和 52 年 11 月 8 日警察訓令第 13 号 昭和 61 年 3 月 31 日警察訓令第 4 号
平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号 平成 12 年 3 月 21 日警察訓令第 14 号
平成 12 年 12 月 22 日警察訓令第 33 号 平成 13 年 7 月 2 日警察訓令第 19 号
平成 14 年 9 月 3 日警察訓令第 20 号 平成 16 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号
平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号 平成 26 年 3 月 20 日警察訓令第 10 号
平成 27 年 9 月 28 日警察訓令第 7 号 平成 29 年 1 月 13 日警察訓令第 5 号
令和元年 10 月 11 日警察訓令第 21 号 令和 2 年 4 月 20 日警察訓令第 19 号
令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 7 号 令和 5 年 2 月 27 日警察訓令第 13 号
令和 5 年 8 月 25 日警察訓令第 45 号

火薬類取締法及びこれに基づく命令に関する事務取扱細則を次のように定める。

火薬類取締法及びこれに基づく命令に関する事務取扱細則

火薬類取締法及びこれに基づく命令に関する事務取扱細則(昭和 41 年岡山県警察訓令第 11 号)の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 2 章 猟銃用火薬類等の許可等(第 4 条—第 8 条)
- 第 3 章 運搬届等(第 9 条—第 16 条)
- 第 4 章 立入検査(第 17 条—第 27 条)
- 第 5 章 緊急措置等(第 28 条・第 29 条)
- 第 6 章 危険時の届出等(第 30 条・第 31 条)
- 第 7 章 意見聴取(第 32 条)
- 第 8 章 措置の要請(第 33 条)
- 第 9 章 雑則(第 34 条—第 36 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この訓令は、火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号。以下「法」という。)、火薬類取締法施行令(昭和 25 年政令第 323 号。以下「令」という。)、火薬類取締法施行規則(昭和 25 年通商産業省令第 88 号。以下「規則」という。)、猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令(昭和 41 年総理府令第 46 号。以下「府令第 46 号」という。)、火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和 35 年総理府令第 65 号。以下「府令第 65 号」という。)及び岡山県公安委員会事務決裁規程(平成 11 年岡山県公

安委員会規程第 1 号)の規程に基づく事務の取扱いに必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 1 条の 2 この訓令において「生活安全課」には、生活安全刑事課を含むものとする。

(関係機関及び団体との協力)

第 2 条 警察本部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)及び警察署長(以下「署長」という。)は、火薬類取締事務の運用について、平素から関係機関及び団体と緊密に協力し、これらの機関及び団体の行う行政上の措置又は活動と警察の行う措置又は活動とが総合的に運用されるよう配意すること。

(幹部の職務)

第 3 条 火薬類取締事務を担当する各級幹部は、常に火薬類使用犯罪の動向と火薬類の不正流出防止上の問題点を正確には握するように努めるとともに、これらの情勢に対応する指導取締体制を整備し立入検査の効果的運用を図るものとする。

第 2 章 猟銃用火薬類等の許可等

(猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入、消費の許可申請の受理等)

第 4 条 署長は、府令第 46 号第 13 条に基づき猟銃用として、府令第 46 号第 2 条、第 3 条(火薬類の譲渡、譲受)、第 9 条(輸入)及び第 11 条(消費)の規定に基づく許可申請書(以下「申請書」という。)の提出があつた場合は、次の事項を調査し、支障がないと認めるときはこれを受理したうえ、譲渡(受)については府令第 46 号第 5 条により許可証を交付し、輸入及び消費については、府令第 46 号第 9 条第 3 項及び第 11 条第 2 項の規定により当該申請書に「許可する」旨を記載してこれに公安委員会印を押印し、許可書として交付するものとする。

(1) 許可申請書の記載事項に誤りはないか。

(2) 所持許可猟銃と実包等は適合しているか。

(3) 用途目的は事実と相違ないか。

(許可証(書)の記載等)

第 5 条 署長は、次に掲げるところにより許可証を作成したときは、その交付状況を明らかにするため、許可証等の許可台帳(様式第 1 号から第 3 号まで)を備え付けなければならない。

(1) 許可証は 3 通(正、副、控え)作成すること。

(2) 許可証(書)の許可番号は、警察署の暦年ごとの一連番号とし、番号の上に岡山県警察文書管理規程(平成 13 年警察訓令第 29 号。以下「文書管理規程」という。)別表第 3 に定める警察署の略号を冠すること。

2 署長は、許可証(書)を交付するに当たっては、有効期間は 1 年以内とし、その他災害の発生を防止し、又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、許可申請者に必要な措置を命ずるとともに、許可証(書)にその旨記載しなければならない。

- 3 署長は、前条及び本条第1項の規定により許可証(書)を交付するに当たっては、許可台帳と契印し、必要な処理をした後、申請書の写しを2通作成して1通は速やかに警察本部長(以下「本部長」という。)に進達し、他の1通は警察署に編てつ保存しなければならない。
- 4 署長は、府令第46号第8条の規定により譲渡(受)許可証裏面記載欄に余白がなくなつた旨の届出を受けたときは、継続用紙を交付するものとする。
- 5 署長は、府令第46号第10条の規定により輸入の届出を受けたときは、届出の内容と事実が相違ないことを確認したうえ、これを受理し、輸入許可台帳の備考欄にその旨を記載し、速やかに本部長に進達し、写しを警察署に輸入許可申請書と併せ編てつ保存するものとする。

(許可証の書換又は許可書の記載事項変更届等)

第6条 署長は、府令第46号第6条の規定による譲渡(受)許可証の書換申請又は第9条第4項及び第11条第2項の規定による許可書の記載事項変更届を受理したときは、その事実の有無を調査し、やむを得ないと認めるときは、その旨許可証等に変更記載し、公安委員会印を押印して交付するものとする。

2 署長は、前項の書換え又は変更届のうち住所、職業、氏名を除く次の変更申請があつた場合は、これを受理せず、新たな許可申請をさせなければならない。

- (1) 譲渡(受)については、火薬類の種類、数量、名称、目的、有効期間、譲渡の相手方
- (2) 輸入については、火薬類の種類、数量、輸入目的、陸揚予定地
- (3) 消費については、火薬類の種類、数量、消費の目的、場所、期日(期間)、危険予防の方法

3 署長は、第1項の規定により書換えをしたときは、速やかに書換申請書又は変更届の写しを本部長に進達した上で、警察署に編てつ保存しなければならない。

(許可証の再交付)

第7条 署長は、府令第46号第7条の規定による許可証の再交付の申請を受理したときは、次に掲げる事項を調査し、支障がないと認めたときは、第4条に準じて許可証を再交付しなければならない。

- (1) 申請書は、所定の事項を具備し、その記載事項は事実相違ないか。
- (2) 申請の事由が喪失、盗難等の場合はその事由書(汚損の場合は汚損した許可証)が添付されているか。

2 署長は、前項により再交付をしたときは、許可証再交付台帳(様式第4号)に登載のうえ速やかに再交付申請書及び許可書等を第5条第3項に準じて措置しなければならない。

(許可証等の返納)

第 8 条 署長は、許可証等の返納を受けたときは、許可台帳の備考欄にその旨記載して整理のうえ、警察署において廃棄するものとする。

2 署長は、府令第 46 号第 7 条の規定により旧許可証の返納を受けたときは、前項に準じて処理するものとする。

第 3 章 運搬届等

(運搬届の受理)

第 9 条 署長は、府令第 65 号第 2 条の規定による火薬類運搬届書(以下「届書」という。)の提出があつた場合において次の事項を調査し、支障がないと認めるときはこれを受理したうえ、火薬類運搬証明書(以下「証明書」という。)を交付するとともに、火薬類運搬通知書(様式第 5 号。以下「通知書」という。)により、速やかに本部長に報告しなければならない。この場合において、提出された届書及び運搬計画表は副本及び控えを作成すること。

(1) 届書及び添付書類の記載事項に誤りはないか。

(2) 運搬計画は適切であるか。

(3) 府令第 65 号第 3 章に定める技術上の基準に適合しているか。

(証明書の記載等)

第 10 条 証明書の作成は、次に掲げるところによるものとし、その交付状況を明らかにするため、署長は、運搬証明書交付台帳(様式第 6 号)を備付けなければならない。

(1) 証明書は 3 通(正、副、控え)作成すること。

(2) 証明書の番号は、警察署の暦年ごとの一連番号とし、番号の上に文書管理規程別表第 3 に定める警察署の略号を冠すること。

(3) 証明書正本の裏面に運搬計画表の正本を添付して両葉に契印して交付すること。

2 署長は、証明書を交付するに当たり、災害の発生を防止し又は公共の安全の維持のため、法第 19 条第 2 項の規定に基づく指示を行う必要があると認めるときは、運搬届出者に対し必要な措置を命ずるとともに、証明書にその旨を記載しなければならない。

3 署長は第 1 項の処理を終つたときは、届書、運搬計画表及び証明書の副本を速やかに進達し、届書、運搬計画表及び証明書の控えは編てつしておかなければならない。

(管外通報)

第 11 条 署長は、第 9 条の規定により証明書を交付した運搬にかかる火薬類の積卸し地及び到着地が県下の他の警察署の管内にわたるときは、その関係署長に、通過地が高速自動車国道中国縦貫自動車道、高速自動車国道山陽自動車道、高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線又は自動車専用道路瀬戸中央自動車道にわたるときは、高速道路交通警察隊長(以下「隊長」という。)に通知書記載の事項を通知しなければならない。

- 2 前項の運搬が他の都道府県にわたって行われ、かつ、運搬される数量が1トン以上（外装を含む。）のとき又は特に必要があると認めるときは、生活安全企画課長が通知書記載の事項を通過地及び到着地を管轄する公安委員会に通知するものとする。
（証明書の記載事項変更）

第12条 署長は、府令第65号第4条の規定による火薬類運搬証明書記載事項変更届（以下「変更届書」という。）を受理したときは、変更の内容及びその理由を調査し、事実相違ないと認められるときは、運搬証明書の記載事項を書換え、欄外にその年月日及び警察署名を記入して押印し、書換えをした箇所に取扱者印を押印して交付しなければならない。

- 2 署長は、前項の書換えをしたときは、その事項を速やかに本部長に報告するとともに変更届書を進達しなければならない。
（証明書の再交付）

第13条 署長は、府令第65号第5条の規定による火薬類運搬証明書再交付申請書を受理したときは、次に掲げる事項を調査のうえ、支障がないと認めるときは、第10条第1項に準じて運搬証明書を再交付しなければならない。

- (1) 申請書は、所定の事項を具備し、その記載事項は事実相違ないか。
(2) 申請の理由が汚損によるものであるときは、その運搬証明書が添付されているか。
2 前項の証明書には、番号上部の余白に「再交付」と朱又は赤色で表示するものとする。
3 署長は第1項の再交付をしたときは、速やかに本部長に報告するとともに第10条第3項に準じて措置しなければならない。

（便宜措置）

第14条 署長は、県外の公安委員会が交付した証明書について、記載事項の変更、喪失等の届出を受理したときは本部長に報告し、照会の結果支障のないときは次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 記載事項の変更については、当該証明書の運搬計画表の摘要欄に変更事項、変更年月日及び取扱警察署名を記入し押印すること。
(2) 喪失、盗難等のため携帯できない旨の届出を受理したときは、火薬類運搬証明書紛失等届出証明書（様式第7号）により、届出のあったことを証明すること。

（証明書の返納）

第15条 署長は、府令第65号第8条に規定する証明書の返納を受理したときは、火薬類運搬証明書返納処理簿（様式第8号）を整理のうえ、保存するものとする。

- 2 署長は、前項の証明書が他の公安委員会の交付したものであるときは、当該公安委員会に送付しなければならない。

（他の公安委員会からの通知に対する措置）

第16条 生活安全企画課長は、他の都道府県公安委員会から令第4条に基づく通知があったときは、必要に応じて通知事項を、点検場所、積卸し地、通過地又は到着地を管

轄する署(隊)長に通知するとともに、警察本部交通規制課長と協議し、当該火薬類の運搬通路に支障のあるときは、当該都道府県公安委員会に通報するものとする。

第4章 立入検査

(立入検査の目的)

第17条 法第43条第2項の規定に基づき、火薬類製造所、火薬類販売所、火薬庫、火薬庫外において貯蔵する設備・建築物等(以下「庫外貯蔵庫」という。)、火薬類消費場所及び火薬類廃棄場所(以下「火薬類取扱場所」と総称する。)について警察職員が行う立入検査は、火薬類の盗難、その他不正流出及び災害事故の防止を主たる目的とする。

(立入検査の実施時期)

第18条 各火薬類取扱場所に対し、年間を通じて1回以上実施するよう計画的に行うこととする。また、新たに火薬類を取り扱うこととなった場所に対しては、優先して実施することとする。

(立入検査を行う者)

第19条 立入検査を行う者は、警察本部及び警察署の火薬類取締担当職員、火薬類取扱場所を受け持つ交番その他の派出所、駐在所の勤務員並びに本部各課長及び署長(以下「所属長」という。)が必要と認めて指定した者とする。

2 前項の立入検査を行う者の身分を示す証票(様式第9号)は、所属長が交付するものとする。ただし、警察官にあつては警察手帳をもつてこれに換えるものとする。

3 前項の証票を交付した場合は、その状況を明らかにするため指定職員証票交付台帳(様式第10号)を備えること。

(基礎資料の整備)

第20条 立入検査を適正かつ効果的に推進するため、次に掲げる要領により火薬類取扱場所の基礎資料を整備し、その活用を図るものとする。

(1) 基礎資料は、火薬類取扱場所の種別に応じ、火薬類製造所台帳(様式第11号)、火薬類販売所台帳(様式第12号)、火薬庫台帳(様式第13号)又は火薬類消費者台帳(様式第14号)をそれぞれ作成するものとする。

(2) 都道府県知事又は指定都市の長から法第52条第2項の規定による通報を受けたときは、当該火薬類取扱場所の関係者に対して、火薬類の適正な保管管理について指導するとともに、必要な事項を聴取し、台帳を整理すること。

(3) 記載事項に変更を生じたときは、その都度遅滞なく追加訂正し、記載内容が実態に合致するようにすること。

(教養)

第21条 所属長は、所属の職員に立入検査を行わせようとするときは、事前に立入検査の目的、実施要領等について十分教養を実施しなければならない。

2 立入検査に従事する警察職員は、事前に関係法令の研さんに努めなければならない。

(立入検査の事前準備)

第 22 条 立入検査に従事する警察職員は、事前に立入検査を実施しようとする火薬類取扱場所について、次に掲げる事項をあらかじめ把握し、立入検査の円滑かつ効果的な推進を図るものとする。

- (1) 所在地、名称及び火薬類に関する許可の状況
- (2) 過去における火薬類取締法違反及び火薬類盗難被害の状況
- (3) 火薬庫（一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫及び実包火薬庫に限る。）にあっては、規則第 24 条第 16 号に規定する警鳴装置の設置義務の免除に係る適用の有無（立入検査実施上の留意事項）

第 23 条 立入検査を行う者は、その実施について法第 43 条第 5 項によるほか、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 粗野な言動を慎むとともに、必要に応じて関係者に立入検査の趣旨、関係法令の規定等を懇切に指導し、その理解と協力を得るように努めること。
- (2) 火薬類取扱場所においては、火気の使用は厳に慎むとともに、業務上やむを得ない場合のほか、火薬類を直接取り扱わないようにすること。
- (3) 発破による飛石、不発の爆薬等に十分注意し、受傷事故防止に配慮すること。
- (4) 火薬類取扱場所には、携帯し、又は着装することが適当でないものを持ち込まないこと。

(立入検査の実施要領)

第 24 条 立入検査は、次に掲げる要領により実施するものとする。

- (1) 原則として、2 人以上の警察職員により実施すること。
- (2) 火薬類取扱場所の責任者又はその代理者に立入検査を実施する旨を告げ、これらの者の立会いを求めて実施すること。
- (3) 立入検査に従事する警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示すること。
- (4) 立入検査は、火薬類取扱場所の種別に応じ、それぞれ立入検査実施票（様式第 15 号から様式第 22 号まで）の検査（指導）事項に従って実施すること。
- (5) 立入検査は、綿密周到な注意力をもって粘り強く実施し、当該火薬類取扱場所における火薬類保管管理の実態を適正に把握するように努めること。

(緊急措置の要請)

第 25 条 立入検査に従事する警察職員が、立入検査の現場において災害及び盗難防止上法第 45 条に基づく緊急措置を要すると認める違反を発見した場合は、直ちに所属長に報告し、所属長は、次に掲げる事項を本部長に報告しなければならない。

- (1) 違反者の住所（所在地）及び氏名（名称）
- (2) 火薬類取扱場所の名称及び所在地
- (3) 認知の年月日時

(4) 事案の概要

(5) 適用法条

2 前項における災害及び盗難防止上緊急な措置を要すると認める事項は、次の各号とする。

(1) 火薬庫又は庫外貯蔵所のとびら又は錠の破損等が著しく、貯蔵してある火薬類が容易に窃取され得る状態にあるとき。

(2) 火薬庫又は庫外貯蔵所の屋根、天井、屋根の金網、窓又は窓格子の鉄棒の破損等が著しく、火薬類が容易に窃取され得る状態にあるとき。

(3) 火薬類の消費に関し、火薬類取扱所又は火工所を設置していないとき。

(4) 1日の消費作業終了後において、やむを得ない場合を除き、火薬類を火薬庫等に返納していないとき。

(5) その他特に前各号と同等に緊急措置を要する違反と認めるとき。

(現場措置)

第26条 前条の警察職員が立入検査により発見した違反の状態が、緊急措置を要するに至らないと認められるもののうち改善が可能なものについては直ちに改善を指導し、その場で改善が困難なものについては期限を付して改善を指導し、当該期間の経過後に結果を確認しなければならない。

(実施結果)

第27条 立入検査を行った者は、その都度実施結果を立入検査実施票等により所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項による報告のうち法第52条第4項による関係行政庁の措置を要請する必要があると認められる事項、その他重要特異な事項を知つたときは速やかに本部長に報告しなければならない。

3 所属長は、必要に応じて、都道府県等の関係機関に対して立入検査の結果を連絡するなど、情報の共有を図らなければならない。

第5章 緊急措置等

(緊急措置)

第28条 署長は、法第50条の2第1項の規定の適用を受ける火薬類等の消費又は自動車、軽車両、その他による火薬類の運搬について、法第45条に規定する緊急の必要があると認めるときは、応急の措置をとるとともに、次に掲げる事項を速やかに本部長に報告しなければならない。

(1) 火薬類の所有者又は取扱者の住所、氏名及び生年月日

(2) 緊急措置をとるべき対象区域及び期間

(3) 緊急措置を必要とする理由

(4) 緊急措置の方法

(5) 前各号に掲げるもののほか参考となる事項

2 前項の報告を受け、猟銃用火薬類の消費又は火薬類の運搬を一時禁止し、又は制限しようとする場合は、次に掲げることにより行うものとする。

- (1) 特定の地域については岡山県公安委員会告示
- (2) 特定の者については指令書(様式第 23 号)の交付
(警察官の応急措置)

第 29 条 警察官が、法第 45 条の 2 の規定により、火薬類を自動車又は軽車両により運搬している者に対し、災害の発生を防止するため必要な応急の措置をとるべきことを命じたときは速やかにその状況を所属長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた所属長は、生活安全企画課長を経て本部長に報告しなければならない。

3 第 1 項の措置が、県下の他の警察署又は他の府県に関係あるものについては、第 11 条に準じて通知を行うものとする。

第 6 章 危険時の届出等

(危険時の届出に対する措置)

第 30 条 署長は、法第 39 条第 2 項に規定する危険時の届出があつたときは、直ちに必要と認める応急の措置をとるとともに、次に掲げる事項を速やかに本部長に報告しなければならない。

- (1) 発生の日時及び場所
- (2) 火薬庫若しくは火薬類の所有者又は占有者の住所、職業、氏名及び生年月日
- (3) 火薬庫の種類、火薬類の名称及び数量
- (4) 原因及び事態の概要
- (5) 危険防止上とつた措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか参考となる事項

(事故の届出に対する措置)

第 31 条 署長は、法第 46 条第 1 項に規定する事故の届出を受理したときは、次の各号に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 火薬類による災害の場合にあつては、次の事項を調査し、速やかに本部長に報告すること。

- ア 発生の日時及び場所
- イ 被害者の住所、職業、氏名及び生年月日
- ウ 被害の程度
- エ 事故の原因及びその概要
- オ 事故に対する措置
- カ 前各号に掲げるもののほか参考となる事項

- (2) 火薬類、火薬類譲渡許可証、火薬類譲受許可証又は運搬証明書の紛失又は盗難の場合にあつては、その事実を調査して必要な手配を行いその状況を速やかに本部長に報告すること。

第7章 意見聴取

(意見の回答)

第32条 署長は、法第52条第1項の規定に基づく意見聴取の文書を受理したときは、次に掲げる事項を調査し、速やかに回答書(様式第24号)を作成し、回答するとともに照会書及び回答書副本は編てつしておかなければならない。

- (1) 申請者の住所、職業、氏名、年齢は申請のとおり相違ないか。
- (2) 譲渡、譲受、消費の目的は妥当であり、火薬類を他に転用するおそれはないか。
- (3) 消費場所は、申請のとおり相違ないか、又は火薬類の消費によつて他に危害を及ぼすおそれはないか。
- (4) その他公共の安全の維持上支障はないか。

2 署長は、前項の場合、それが公安上特に重大な関係のある場合又は判断の困難なもの等は、速やかにその状況を本部長に報告し、指示を受けなければならない。

第8章 措置の要請

(措置の要請)

第33条 署長は、火薬類の製造、販売、貯蔵、その他の取扱いに関し公共の安全維持のため、法第52条第4項に規定する措置を要請する必要があると認めるときは、次に掲げる事項を速やかに本部長に報告しなければならない。

- (1) 対象者の本籍、住所、職業、氏名及び生年月日
- (2) 火薬類に関する許可等の種別、番号及び年月日
- (3) 要請を必要とする理由
- (4) 要請する必要措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか要請上参考となる事項

第9章 雑則

(通報の処理)

第34条 法第52条第2項及び第3項の規定による通報を受けたときは、生活安全企画課長が関係署長にその内容を通知するものとする。

2 署長は、前項の通報を受けたときは、第20条の基礎資料の台帳にそれぞれ必要事項を記載しなければならない。

(手数料の徴収方法等)

第35条 署長は、岡山県警察関係手数料徴収条例(平成12年岡山県条例第72号)に定める手数料を徴収するとともに、徴収した額等が確認ができるものを貼付させるものとする。

(文書の保存)

第 36 条 文書の保存は、次のとおりとする。

| 文書名 | 保存所属 | 保存期間 |
|-----------------------------|-------------|------|
| 猟銃用火薬類譲渡譲受許可台帳 | 警察署 | 3 年 |
| 猟銃用火薬類輸入許可台帳 | 警察署 | 3 年 |
| 猟銃用火薬類消費許可台帳 | 警察署 | 3 年 |
| 猟銃用火薬類の譲渡、譲受、消費許可証再交付台帳 | 警察署 | 3 年 |
| 火薬類の運搬の通知表 | 生活安全企画課 | 1 年 |
| 運搬証明書交付台帳 | 警察署 | 1 年 |
| 火薬類運搬証明書返納処理簿 | 警察署 | 1 年 |
| 指定職員証票交付台帳 | 生活安全企画課、警察署 | 長期 |
| 火薬類製造所台帳 | 生活安全企画課、警察署 | 長期 |
| 火薬類販売所台帳 | 生活安全企画課、警察署 | 長期 |
| 火薬庫台帳 | 生活安全企画課、警察署 | 長期 |
| 火薬類消費者台帳 | 警察署 | 長期 |
| 立入検査実施票（製造所、販売所） | 警察署 | 1 年 |
| 立入検査実施票（一級火薬庫） | 警察署 | 1 年 |
| 立入検査実施票（二級火薬庫） | 警察署 | 1 年 |
| 立入検査実施票（三級火薬庫） | 警察署 | 1 年 |
| 立入検査実施票（実包火薬庫） | 警察署 | 1 年 |
| 立入検査実施票（煙火火薬庫、玩具煙火貯蔵庫、導火線庫） | 警察署 | 1 年 |
| 立入検査実施票（庫外貯蔵庫） | 警察署 | 1 年 |
| 立入検査実施票（消費場所） | 警察署 | 1 年 |

附 則

この訓令は、昭和 51 年 8 月 19 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 11 月 8 日警察訓令第 13 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成元年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 21 日警察訓令第 14 号)

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中別表第 2 の改正規定並びに第 7 条及び第 11 条の改正規定は、平成 12 年 3 月 24 日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 22 日警察訓令第 33 号)

この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 2 日警察訓令第 19 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 9 月 3 日警察訓令第 20 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 10 日警察訓令第 9 号)

この訓令は、平成 16 年 3 月 23 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 23 年 3 月 4 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、平成 23 年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 20 日警察訓令第 10 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 9 月 28 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 1 月 13 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 11 日警察訓令第 21 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 20 日警察訓令第 19 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 24 日警察訓令第 7 号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の次に掲げる訓令に定める様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

[略]

附 則(令和5年2月27日警察訓令第13号)

この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

附 則(令和5年8月25日警察訓令第45号)

この訓令は、令和5年10月1日から施行する。